

羽曳野市監査委員監査基準（以下「市基準」という。）第 6 条に基づき、令和 7 年度の年間監査計画を次のとおり定めます。

I. 基本方針

本市の公正で合理的かつ効率的な行財政運営を確保するため、合規性、正確性ととともに、経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)の 3 E の視点を踏まえた監査を実施します。また、事務改善につながるよう提案型監査に努めるとともに、誤りの再発防止につながる実効性ある監査を実施するものとします。

II. 監査等の種類

1. 定期監査

（地方自治法第 199 条第 1 項・第 2 項及び第 4 項、市基準第 2 条第 1 項第 1 号）

収入・支出、契約、財産管理等の財務に関する事務執行及び事業執行・管理が適法、正確かつ合理的・効率的に執行されているかについて監査を実施します。

①監査の対象

次の部局及び施設における令和 6 年度、令和 7 年度の財務に関する事務執行

【部局】

○市長部局

政策企画部

行革 D X 推進課（旧デジタル推進課のみ）、
都市魅力戦略課（旧魅力づくり推進課のみ）

総務部

総務課、財政管理課、契約検査課
管財用地課（庁舎整備推進室含む）、税務課

市民生活部

市民課、支所、人権推進課（人権文化センター含む）、
市民協働ふれあい課（緑と市民の協働ふれあいプラザ含む）、
経済労働課、環境保全課

土木部

農とみどり推進課

下水道部

下水道総務課、下水道建設課

②監査の時期

9 月～3 月 3 月下旬までに議会及び市長に監査結果を報告

③実施体制

監査委員・監査委員事務局・被監査部局等

2. 例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項、市基準第 2 条第 1 項第 5 号）

会計管理者及び公営企業管理者の現金（預金、有価証券を含む）の出納事務が正確に行われているか検査します。

①検査の対象

会計管理者所管の各会計、下水道事業会計及び水道事業会計に係る現金出納事務

②検査の時期

前月の現金出納について検査。事前検査（伝票検査等）、監査委員による事前例月出納検査、及び原則 25 日に例月出納検査を実施します。ただし、4 月は下水道事業及び水道事業分が決算とりまとめ時期のため、預金残高確認のみとします。

③実施体制

監査委員・監査委員事務局・出納室・下水道総務課・水道局総務課

3. 決算審査【一般会計・各特別会計】

（地方自治法第 233 条第 2 項、市基準第 2 条第 1 項第 4 号）

歳入歳出決算書及び決算附属書類が適法に作成されているかについて審査するとともに、計数の正確性、予算執行が適正に行われているかについて審査します。

①審査の対象

○一般会計 ○国民健康保険特別会計 ○と畜場特別会計
○財産区特別会計 ○介護保険特別会計 ○土地取得特別会計
○後期高齢者医療特別会計 ○財産に関する調書

②審査の時期

6 月～8 月 8 月中旬までに市長に審査意見を提出

③実施体制

監査委員・監査委員事務局・出納室・財政管理課 他

4. 決算審査【企業会計】

（地方公営企業法第 30 条第 3 項、市基準第 2 条第 1 項第 4 号）

決算諸表及び附属書類が適法に作成されているかについて審査するとともに、計数の正確性、経営成績及び財政状態が適正に表示されているかについて審査します。

①審査の対象

○下水道事業会計 ○水道事業会計

②審査の時期

5 月～7 月 7 月下旬までに市長に審査意見を提出

③実施体制

監査委員・監査委員事務局・下水道総務課・水道局総務課

5. 基金運用審査（地方自治法第 241 条第 5 項、市基準第 2 条第 1 項第 6 号）

基金の運用状況に関する調書が適法に作成されているかについて審査するとともに、基金が目的に応じて確実かつ効率的に運用されているかについて審査します。

①審査の対象

- 小企業事業資金融資基金 ○公共施設整備基金
- ふるさと羽曳野まちづくり基金 ○財政調整基金
- 羽曳野市ファイン推進基金 ○羽曳野市教育振興基金
- 国民健康保険事業財政調整基金 ○円想文化福祉振興基金
- 介護給付費準備基金 ○公営住宅整備基金
- ダルビッシュ有子ども福祉基金 ○減債基金 ○世界遺産もずふる応援基金
- 石油貯蔵施設立地対策等交付金基金 ○森林環境譲与税基金
- 新型コロナウイルス感染症対策基金

②審査の時期

7 月～8 月 8 月上旬までに市長に審査意見を提出

③実施体制

監査委員・監査委員事務局・出納室・財政管理課

6. 健全化判断比率等審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項・第 22 条第 1 項、市基準第 2 条第 1 項第 7 号）

健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）及び資金不足比率について、適法かつ正確に算定されているかについて審査します。

①審査の時期

7 月～8 月 8 月中旬までに市長に審査意見を提出

②実施体制

監査委員・監査委員事務局・財政管理課

7. 随時監査（地方自治法第 199 条第 1 項・第 5 項、市基準第 2 条第 1 項第 1 号）

・ 物品購入に係る事務手続きに関する監査

過年度の定期監査で指摘を行った物品購入に係る事務手続きについて、是正状況を確認するとともに、関係規則等に基づき、手続きや物品の管理が適正に行われているかについて監査を実施します。

①監査の対象

令和 4 年度から令和 5 年度までに定期監査を実施した部署のうち、物品購入に係る手続きについて指摘を行った次の部局の中から、抽出して監査の実施対象とします。

【部局】

○市長部局

保健福祉部

保健福祉政策課、陵南の森老人福祉センター、障害福祉課、

保険年金課、健康増進課、地域包括支援課

こどもえがお部

こども政策課、こども保育課、こども家庭支援課、子育て支援センターふるいち

○教育委員会事務局

学校教育部

食育・給食課、学校給食センター

生涯学習部

生涯学習スポーツ課、文化財・世界遺産室

○行政委員会総合事務局

選挙管理委員会事務局

○水道局

工務課

②監査の時期

8 月～9 月 監査完了後、議会及び市長に監査結果を報告

③実施体制

監査委員・監査委員事務局・契約検査課・被監査部局等

8. その他

本計画に定める監査のほか、監査を実施する必要がある場合は、その都度、協議して監査計画を定めます。なお、住民監査請求などが提起された場合、又はその他特別の事情が生じたときは、本計画を変更することがあります。

Ⅲ. 年間スケジュール

年間スケジュールは次のとおりとします。なお、詳細スケジュールについては、各監査毎に定めます。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
監 査 等 の 種 類						定期監査						
		決算審査										
				基金運用審査								
				健全化判断比率等審査								
					物品購入に係る事務 手続きに関する監査							
	例月出納検査											